

令和4年度 西岐波中学校部活動方針

令和4年4月8日

(1) 休養日等の設定について

- ・原則、水曜日は休養日とする。
- ・原則、土曜、日曜のどちらか1日を休養日とする。
- ・ただし、大会に向けての調整や大会参加のために、土曜、日曜の両日活動する場合は、生徒の健康面、体調面を考えて、月曜日は休養日とする。
- ・長期休業中は、期間中に週2日程度の休養日が全体として確保できるように計画する。

(2) 朝練習について（当面は実施しない。）

- ・必ず顧問の指導の下に実施する。7:15までは登校しない。
練習時間は7:30～8:00までとする。
- ・8時20分までに教室に入れるように指導する。

(3) 休日の練習について

- ・必ず顧問がついて指導する。（顧問がつかない場合は休みとする。）

(4) 土・日・休業中に部活へ来るときの服装は練習着、体操服、制服とする。

(5) 自転車の利用について

- ・休日またはいったん家に帰ってくる場合（午前中授業の日の午後練習など）に自転車の利用を許可する。ただし、自転車の点検を確実にし、ヘルメット、安全タスキを必ず着用すること。

(6) 部活動の練習時間

- ・下記の時間までに部活生徒の下校を完了すること。

月	下校時刻
3月～9月	18:15
10月～県新人戦	18:00
県新人戦～1月末	17:15
2月	17:45